

「支えあい」

～つるがで暮らそう～

在宅医療と在宅介護

知ろう！考えよう！

『在宅医療』って??

外来や入院ではなく、自宅などの生活の場で診療や治療、処置などを行うことです。通院ができない方を対象とします。

『在宅介護』って??

介護が必要な方を、介護サービスなどを利用して、自宅で介護することです。

在宅医療や在宅介護について、どのようなイメージをお持ちですか？ 将来の生活にどんな不安がありますか？

● 簡単チェックリスト

- 病院や施設の方が安心できるなあ
- 家族に負担をかけそう
- 介護負担が重そうで憂うつになりそう
- 費用がたくさんかかりそう
- 自分の思い通りの生活はできないだろうなあ
- わが家では医療や介護が受けられなさそう
- 家での介護は不安だなあ

1つでも当てはまった方。この情報誌は、そんなあなたに役立つ情報をお伝えします。人生の最期まで自分らしく生きるためのきっかけとして、この情報誌をご活用ください。



市民の皆様へのメッセージ

皆さんは在宅医療、在宅介護という言葉を見たり聞いたりしたことがありませんか？また、入院しても病院から、まだ完全に治っていないのに退院と言われたという経験や話を聞かれたことはありませんか？

別に病院がいじわるをしているわけではありません。医療費が増えているため、国は入院費をできるだけ抑制しようとしています。長期入院になると、病院に支払われる費用が減るという仕組みもそのためのものです。今後10年間、全人口が減る一方、高齢者人口は増加するという理由で病棟の機能を変えたり、病床の数を減らしたりすることになっています。ますます病院には完全に治るまで長く入院してはいられなくなってしまいそうです。(もちろん病院も回復期、慢性期の病棟を準備したりしていますが、それでもまだ医療・介護が必要な方が退院しなければならない状況には変わりありません。)

では、退院した方はどこへいくことになるのでしょうか？そうです。自宅、介護系施設などです。

そこで、自宅などで福祉・医療・介護職などが関わって、そういう方々の生活を支えるというのが在宅医療、在宅介護です。専門職以外、ご家族、地域の方々の方々の力もお借りしなければなりません。病院と同じというわけにはいきませんが、私たち関係者も頑張ります。ご協力をお願いいたします。

つるがでの、あなたの人生(暮らし)を最期まで支える～医療と介護～ 私たちが連携しサポートします!!

病気になった方や介護が必要になった方が、お家などで、自分の生活を大事にしながら、医療や介護が受けられます。「住み慣れた自宅で生活したい、最期を迎えたい」という願いがある方の、自分らしい生活、人生のお手伝いをします。

病院：地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー・看護師等

入院中や退院時の相談等を行います。



ときどき入院 ほぼ在宅

かかりつけ医と連携し、必要に応じて入院・検査などで対応します

退院

発病

かかりつけ医を
もちましょ！



かかりつけ医

「かかりつけ医」は、病気の治療だけでなく、なんでも気軽に相談できる皆さんが選ぶ医師の事です。住み慣れた自宅で診療を受けられるので安心です。定期的な訪問はもちろん、必要な時は臨時に訪問します。(訪問診療)

※お問合せ先は裏面

もし、入院や検査が必要なときは、状態にあった病院を紹介します。

訪問看護師

住み慣れた自宅で、不安なく在宅療養が出来るよう、必要な医療やサポートを行います。

かかりつけ医と連携を密にし、病状の急変時もすぐ対応します。

歯科医師・歯科衛生士

介護が必要となり歯科医院への通院が難しくなった場合でも、ご自宅まで伺い、口の中のケアをすることが可能です。(訪問歯科診療) ※お問合せ先は裏面

エネルギーの入り口であるお口の状態を良好に保つことは、全身の病気の改善にもつながっています。困ったことがありましたら、相談してください。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護が必要になった方やそのご家族の身近な相談役です。ご本人の状態やご自宅で生活していく上での困り事をふまえて、介護サービスの提案・調整を行い、ケアプランを作成します。様々な職種の方と連携をとりながら、在宅生活を支援する在宅介護のパートナーです。

病院とかかりつけ医との
連携があるから、
いざという時もあんしん!



薬剤師

ご自宅に訪問し、次のような問題解決に対応します。(訪問薬剤管理指導)

※お問合せ先は裏面

- お薬の飲み残しはありませんか?
患者さんやご家族と一緒に考えて、飲み残しが起こらないように提案をします。
- 副作用は起こっていませんか?
症状の変化をうかがい、薬の効果を確かめます。また、本来の目的ではない薬の作用が強くて出ていないかを確認します。
- その他、お薬に関することはなんでもお問合せください。

●介護保険を使った介護サービスを受けるには、市役所介護保険課に申請し、「要介護認定」を受けることが必要です。
※お問合せ先は裏面

- 訪問系サービス
訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護など
- 通い系サービス
デイサービス、デイケアなど
- お泊り系サービス
ショートステイなど
- 訪問・通い・お泊り一体的サービス
小規模多機能型居宅介護
- その他のサービス
福祉用具のレンタル、住宅改修など

介護福祉士

身体上、精神上の障がいがあることにより、日常生活が困難な方に対して、自宅や施設の中で、身体介護(食事・排泄・車いすでの移動補助など)や、生活援助(調理、買い物、洗濯など)を行います。日常生活の活動能力と生活意欲の向上のため、支援に努めます。

リハビリ専門職 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

病院やご自宅において、心身の悪化予防をご支援します。また「身の回りのことができるようになりたい」「外出など地域と関われるようになりたい」などのご希望に、医師との連携のもと、専門職の視点からお手伝いさせていただきます。

ご自宅の段差や手すりの位置などといった住宅改修の相談、負担の少ない介助法についても承ります。

『在宅医療』『在宅介護』どこに誰に相談する？

在宅医療

●入院している場合

▶病院：地域医療連携室

医療ソーシャルワーカー・看護師等

●入院していない場合

まずは、▶かかりつけ医

- かかりつけ医がない場合は、地域包括支援センター『長寿』の在宅医療・介護連携コーディネーターにご相談ください。
- 担当ケアマネジャーがいる場合は、ケアマネジャーにも相談しましょう。

●医師による訪問診療に関するお問合せ

▶各診療所（医院）へ

●歯科医師・歯科衛生士による訪問歯科診療に関するお問合せ

▶敦賀市健康管理センター ☎25-5311

●薬剤師による訪問薬剤管理指導に関するお問合せ

▶各保険薬局へ

- ※保険薬局については、
福井県薬剤師会薬事情報センター
☎(0776) 61-6566

在宅介護

●入院している場合

▶病院：地域医療連携室

医療ソーシャルワーカー・看護師等

●入院していない場合

▶市役所介護保険課

☎22-8180

介護保険利用のための申請受付

▶地域包括支援センター

『長寿』☎22-8181
(担当地区：市内全域)

※在宅医療・介護連携コーディネーターを配置。
在宅医療や介護に関する相談のほか、
関係職種（機関）の連携強化に取り組みます。

高齢者の
総合相談窓口

『あいあい』☎22-7272
(担当地区：栗野地区以外)

『なごみ』☎21-7530
(担当地区：栗野地区)

▶居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)

※事業所については、
市役所介護保険課
☎22-8180



敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会とは？

敦賀市の在宅医療在宅介護の連携の推進のため、平成26年8月に設立しました。

医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャー、介護サービス事業所、病院、二州健康福祉センター、区長、民生委員などの代表者が集まり、この情報誌の作成や講座の実施など、皆様への普及啓発を行っています。また、医療や介護の様々な専門職の方々が、スムーズに連携ができるような仕組みづくりを進めています。

■自宅で保管してください。 ■「支えあい」～つるがで暮らそう～ は、年1回発行予定です。

編集：敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会

発行事務局・お問合せ先：敦賀市地域包括支援センター「長寿」 〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1-1 TEL: 22-8181 FAX: 22-8179